

## 承認第 2 号

### 専決処分事項の承認について

和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

平成 26 年 7 月 11 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____
損害賠償の額	842,053 円
事故の概要	平成 26 年 3 月 13 日午後 1 時 20 分頃、かつらぎ町笠田地内において国道 24 号を東進中、笠田駅前交差点の信号機が赤になったため、ブレーキを踏み込み、衝突を避けるためハンドルを切ったが間に合わず、相手車両の後方左側に追突した。この事故により双方の車両が破損するとともに、相手方が負傷した。